

見積書提出依頼

平成30年3月13日(火)13:30

件名	平成30年度 各所修繕工事(建築工事単価契約(石垣地区))
業務内容等	別紙(仕様書)のとおり
履行期限	平成30年4月1日 ~ 平成31年3月31日
見積書提出場所	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	※ 見積書を郵送する場合は下記提出期限までに必着とし、下記見積書に関する問い合わせ先へ受領を確認すること
見積書提出期限	平成30年3月20日(火)13:30厳守
見積書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 総務部 会計課 支出負担行為第1係
	TEL:098-866-0031(内線)81347
仕様書に関する 問い合わせ先	沖縄総合事務局 八重山財務出張所 仲眞
	TEL:0980-82-4941
留意事項	発注依頼は、見積書提出期限の17:00までに電話連絡いたします。(発注[1]注のない事業者様への連絡は控えさせていただきますのでご了承ください。)
備考	※ 本業務に係る契約締結は当該業務に係る平成30年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件といたします。
	(1) 「オープンカウンター方式実施要領」に基づき手続きを進めますので、要領を熟読の上、見積書を提出してください。 (2) オープンカウンター参加者は、見積書の提出をもって暴力団排除に関する誓約事項(別添)に誓約したものとします。 (3) 見積書は別紙の様式でご提出願います。ただし、下記について御留意ください。 ・ 提出日及び件名を記載する。 ・ 宛名は「沖縄総合事務局総務部長」とする。 ・ 会社名、代表者役職、氏名を記載し、代表者印(又は社印+個人名印)を押印する。 ・ 見積単価は、消費税額(8%)を乗じた金額を記載すること なお、一円未満の端数がある場合は切り捨てることとする。 (4) 年間契約として、契約金額が150万円未満の場合は請書、150万円を超える場合は契約書を交わしますのでご注意ください。 (5) 支払いは各月毎の精算払いとし、適法な請求書を受理した日から30日以内の支払いとします。 (6) 仕様書等に関する質問については、上記担当者までご連絡ください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴府（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
 - (1) 契約の相手方として不適当な者
 - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局総務部長 殿

住所:
会社名:
代表者名:
TEL:
E-mail:
担当者:

FAX:

見積書

工事名称	平成30年度各所修繕工事（建築工事単価契約（石垣地区））
工事場所	石垣市字登野城589ほか3箇所
金額	¥ ー （消費税込）

修繕番号	内 訳	予定数量	単 位	単 価(税込)	金 額	備 考
A01	応急復旧(2時間)	1	回			
A02	応急復旧(4時間)	1	回			
A03	玄関ドアクローザー取替	3	カ所			
A04	ベランダ隔壁板取替(910×1820)	7	カ所			
A05	ベランダ隔壁板取替(1210×2420)	1	カ所			
A06	ベランダ隔壁板枠取替	1	カ所			
A07	金属製建具等補修	45	回			
A08	金属製建具戸車取替(2個、1枚あたり)	20	回			
A09	雨戸戸車取替(2個、1枚あたり)	30	回			
A10	網戸戸車取替(2個、1枚あたり)	4	回			
A11	網戸防虫網張替(H=1800程度、1枚あたり)	6	枚			
A12	網戸防虫網張替(H=900程度、1枚あたり)	1	枚			
A13	床フローリング張替(0.55㎡、1枚あたり、下地有)	5	枚			
A14	床フローリング張替(0.55㎡、1枚あたり、下地無)	1	枚			
A15	ビニル床シート張替(1㎡あたり、下地有)	2	㎡			
A16	ビニル床シート張替(1㎡あたり、下地無)	1	㎡			
A17	押入床板(910×1820、1枚あたり)	1	枚			
A18	木製建具等補修	6	回			
A19	襖張替(H=1800程度、1枚あたり)	24	枚			
A20	襖張替(H=500程度、1枚あたり)	1	枚			
A21	台所・浴室壁タイル張替(100角、10枚あたり)	4	カ所			
A22	浴室床タイル張替(50角、1シート(300×300)あたり)	2	シート			
A23	ガラス(網入透明)取替(0.7㎡程度)	3	枚			
A24	ガラス(網入型板)取替(0.7㎡程度)	1	枚			
A25	ガラス(網入透明)取替(0.3㎡程度)	1	枚			
A26	ガラス(網入型板)取替(0.3㎡程度)	1	枚			
A27	畳表替(1畳)	1	枚			
A28	畳取替(1畳)	1	枚			
A29	内壁(一部天井含む)塗装(壁面1面、1㎡あたり)	1	㎡			
A30	浴室テラゾー廻りシーリング取替	1	回			
	計					
	合 計					

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

平成30年度各所修繕工事（建築工事単価契約 石垣地区）

2. 工事場所

別紙「工事対象合同宿舍一覧（4住宅）」のとおり

3. 契約期間

平成30年4月1日～平成31年3月31日

4. 工事内容

工事対象の合同宿舍における建築工事のうち、「Ⅲ. 単価契約対象工事の特記仕様」に該当する修繕工事。

5. 工事指示

宿舍管理人又は沖縄総合事務局からの指示に従い、速やかに現地を確認の上で報告（写真添付）を行うこと。その報告内容を当局で検討の上、工事指示を行う。

II. 一般事項

1. 工事は本仕様によるほか、UR都市機構「保全工事共通仕様書（平成29年版）」によって施工すること。
2. 監督員事務所の設置は不要である。なお、監督業務上必要とする用具及び参考資料は必要に応じ用意・作成すること。
3. 作業時間は近隣住民等に迷惑をかけないように配慮することとし、概ね午前8時から午後5時までとする。また、日曜、祝日は原則として作業を休むこととする。但し、入居者の都合による場合又は監督職員から承諾を得た場合は、この限りでない。
4. 工事に伴う発生材（産業廃棄物含む）は全て場外に搬出し、関係法令に従い処分すること。
5. 本工事の施工に際し、疑義が生じた場合は速やかに監督職員と打合せを行う。また、工事の進捗状況を監督職員へ随時報告すること。
6. 工事施工に起因する騒音・振動のほか作業場所における安全対策等については、関連法令に従い近隣住民等に迷惑をかけないように十分注意すること。なお、大型車両が出入りする場合は、誘導員の配置等による安全確保の処置を行うこととする。また、現場内は整理整頓を心掛けることとする。
7. 本工事の施工については速やかに行うこととし、入居者及び宿舍管理人と連絡を密にし、トラブルのないよう注意すること。また、工事施工に伴う苦情については、全て請負者において処理し、監督職員に書面で報告する。

8. 国及び入居者等の財産に被害・損傷を与えた場合は、速やかに原状に復旧すること。
9. 本工事に要する水道光熱費用は、請負者において負担すること。
各戸から使用する場合は入居者と、共用部分から使用する場合は宿舍管理人及び共益費担当者と調整を行うこと。
10. 工事ごとに、使用資材、工事着手前、工事中、工事完了後の写真を撮影し（デジタル写真可）、工事完了後に監督職員に提出すること。
撮影に際しては黒板または白板（ミニサイズ可）に部屋番号、施工箇所、施工内容をもれなく記入し、工事過程がわかるように複数枚撮影すること。
11. 工事完了後は、入居者、宿舍管理人から完了確認（「工事完了確認書」に署名・押印）を受け、関係書類とともに監督職員に提出すること。
12. 建設資機材（塗料・接着材を含む）について、居室の内装の仕上げ等の下地に「特定建材」を使用する場合は、「ホルムアルデヒド放散等級F☆☆☆☆」に該当する材料を使用するものとする。また、「その他の建材」を使用する場合も同等以上の安全性が確認されたものを使用する。なお、塗装に使用する材料は製造から6カ月を経過した製品は使用してはならない。
13. 本工事に使用する資材等のうち、沖縄県で生産・製造され、かつ規格・品質・価格が適正である場合は、これを優先して使用するよう努めること。
14. 工事実施に際し原則として火気は使用しない。火気を使用する場合はあらかじめ監督職員の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。
15. 工事で使用する危険物（ガソリン、薬品等）の取扱いは、関係法令による。
16. 工事担当者は、その工事内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
法により作業を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が当該作業を行う。工事関係者は、名札又は腕章等を着けて作業を行う。
17. 本業務を実施するにあたって、【別紙】「個人情報取扱特記事項」に基づき業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。
関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないようBCC機能により送信するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期すこと。
18. 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第9条第1項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成27年11月2日内閣府訓令第39号）第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

Ⅲ. 単価契約対象工事の特記仕様

見積金額は、「Ⅳ. 予定工事量」に単価（税込）を乗じた金額の総額を記載すること。
各工事単価は、工事に必要な現地調査・報告、養生、雑材料、処分費及び諸経費を含めた金額とする。

【 建築工事 】（単位はすべてmmとする）

（A01）応急復旧（2時間）

修繕工事の現地確認時に、その場で対応可能な軽微な作業による応急復旧又は修繕で作業時間の目安は2時間(0.25人工)程度とし、調査及び応急復旧等に必要な資材(500円程度)及び雑材料を含む。

（A02）応急復旧（4時間）

修繕工事の現地確認時に、その場で対応可能な軽微な作業による応急復旧又は修繕で作業時間の目安は4時間(0.5人工)程度とし、調査及び応急復旧等に必要な資材(1000円程度)及び雑材料を含む。

（A03）玄関ドアクローザー取替

鋼製玄関扉のドアクローザーの取替（BL-Ⅱ型、ストッパー無）及び撤去跡のタッチアップ。

（A04）ベランダ隔壁板取替（910×1820）

ベランダ隔壁板の取替。フレキシブルボード又はケイ酸カルシウム版（910×1820、厚5）を使用（カット有）。避難表示ステッカー又は印字共（2カ所）。

（A05）ベランダ隔壁板取替（1210×2420）

ベランダ隔壁板の取替。フレキシブルボード又はケイ酸カルシウム版（1210×2420、厚5）を使用（カット有）。避難表示ステッカー又は印字共（2カ所）。

（A06）ベランダ隔壁板枠取替

鋼製隔壁板枠をアルミ製（シルバー色）枠に取替。（H1800程度×W700～1100程度）既設ビス穴補修含む。ただし、隔壁板は別途。

（A07）金属製建具等補修

金属製建具及び金属製内装等の調査及び簡易補修（建付調整含む）。材料はステンレスビス、接着剤及びシーリング等の雑材料程度で作業時間の目安は4時間程度とする。

（A08）金属製建具戸車取替（2個、1枚あたり）

金属製建具（アルミサッシ）の戸車取替及び建付調整。

(A09) 雨戸戸車取替 (2個、1枚あたり)

金属製建具 (雨戸) の戸車取替及び建付調整。

(A10) 網戸戸車取替 (2個、1枚あたり)

金属製建具 (網戸) の戸車取替及び建付調整。

(A11) 網戸防虫網張替 (H=1800程度、1枚あたり)

金属製建具 (網戸) の防虫網 (樹脂 (プラスチック) 製、網目20メッシュ程度) の張替及び建付調整。

(A12) 網戸防虫網張替 (H=900程度、1枚あたり)

金属製建具 (網戸) の防虫網 (樹脂 (プラスチック) 製、網目20メッシュ程度) の張替及び建付調整。

(A13) 床フローリング張替 (0.55㎡、1枚あたり、下地有)

床フローリング (ベニヤフローリングD種に準ずる) 及びパーティクルボード (厚25) の張替。

(A14) 床フローリング張替 (0.55㎡、1枚あたり、下地無)

床フローリング (ベニヤフローリングD種に準ずる) の張替。下地再使用。

(A15) ビニル床シート張替 (1㎡あたり、下地有)

ビニル床シート (厚2.3)、ラワン合板 (I類耐水、厚12) 及びパーティクルボード (厚25) の張替。

(A16) ビニル床シート張替 (1㎡あたり、下地無)

ビニル床シート (厚2.3)、ラワン合板 (I類耐水、厚12) の張替。下地再使用。

(A17) 押入床板 (910×1820、1枚あたり)

押入床板 (中棚含む) の張替。ラワン合板 (II類、厚5.5、910×1820) を使用 (カット有)。下地調整含む。

(A18) 木製建具等補修

木製建具及び木製内装等の調査及び簡易補修 (建付調整含む)。材料はステンレス釘、木ねじ及び接着剤等の雑材料程度で作業時間の目安は4時間程度とする。

(A19) 襖張替 (H=1800程度、1枚あたり)

襖戸の襖の張替 (建付調整含む)。ビニール系ふすま紙。

(A20) 襖張替 (H=500程度、1枚あたり)

襖戸の襖の張替 (建付調整含む)。ビニール系ふすま紙。

(A21) 台所・浴室壁タイル張替 (100角、10枚あたり)

壁タイルの張替。下地モルタル含む。(100角、陶器質、施釉、既設色あわせ)

(A22) 浴室床タイル張替 (50角、1シート (300×300) あたり)

浴室床タイルの張替。下地モルタル含む。(50角、磁器質、施釉、既設色あわせ)

(A23) ガラス (網入透明) 取替 (0.7㎡程度)

アルミ製建具の網入透明ガラス (厚6.8、シーリング留め共) の取替。

(A24) ガラス (網入型板) 取替 (0.7㎡程度)

アルミ製建具の網入型板ガラス (厚6.8、シーリング留め共) の取替。

(A25) ガラス (網入透明) 取替 (0.3㎡程度)

アルミ製建具の網入型板ガラス (厚6.8、シーリング留め共) の取替。

(A26) ガラス (網入型板) 取替 (0.3㎡程度)

アルミ製建具の網入型板ガラス (厚6.8、シーリング留め共) の取替。

(A27) 畳表替 (1畳)

既存畳床を使用し、畳表 (JAS3種2等品綿引き)、畳縁 (光輝並) で張替。

敷込みは、敷居等段違い、隙間、不陸等ないように調整する。

(A28) 畳取替 (1畳)

畳床 (JISA5901 ポリスチレンフォームサンドイッチ畳床)、畳表 (JAS3種2等品綿引き)、畳縁 (光輝並) で取替。

敷込みは、敷居等段違い、隙間、不陸等ないように調整する。

(A29) 内壁 (一部天井含む) 塗装 (壁面1面、1㎡あたり)

内壁 (一部天井含む) 塗装は、3種ケレンのうえ、素地押え (合成樹脂エマルジョンシーラー) 1回塗り、EPまたはEP-G 2回塗りとする。なお、適用範囲、塗り工程及び塗付け量等は「保全工事共通仕様書」による。

(A30) 浴室テラゾー廻りシーリング取替

浴室入口下テラゾーと壁タイル及び建具との境目のシーリング取替。(1.2m程度) ただし、他の単価項目と組み合わせて施工するものとし、単独での発注は行わない。

IV. 予定工事量

予定工事量は、以下の表のとおりとする。なお、当該「予定数量」は過去の工事実績を参考に算定したものであり、契約数量を確約するものではない。

番号	工事等項目	単位	数量
A01	応急復旧（2時間）	回	1
A02	応急復旧（4時間）	回	1
A03	玄関ドアクローザー取替	カ所	3
A04	ベランダ隔壁板取替（910×1820）	カ所	7
A05	ベランダ隔壁板取替（1210×2420）	カ所	1
A06	ベランダ隔壁板枠取替	カ所	1
A07	金属製建具等補修	回	45
A08	金属製建具戸車取替（2個、1枚あたり）	回	20
A09	雨戸戸車取替（2個、1枚あたり）	回	30
A10	網戸戸車取替（2個、1枚あたり）	回	4
A11	網戸防虫網張替（H=1800程度、1枚あたり）	枚	6
A12	網戸防虫網張替（H=900程度、1枚あたり）	枚	1
A13	床フローリング張替（0.55㎡、1枚あたり、下地有）	枚	5
A14	床フローリング張替（0.55㎡、1枚あたり、下地無）	枚	1
A15	ビニル床シート張替（1㎡あたり、下地有）	㎡	2
A16	ビニル床シート張替（1㎡あたり、下地無）	㎡	1
A17	押入床板（910×1820、1枚あたり）	枚	1
A18	木製建具等補修	回	6
A19	襖張替（H=1800程度、1枚あたり）	枚	24
A20	襖張替（H=500程度、1枚あたり）	枚	1
A21	台所・浴室壁タイル張替（100角、10枚あたり）	カ所	4
A22	浴室床タイル張替（50角、1シート(300×300)あたり）	シート	2
A23	ガラス（網入透明）取替（0.7㎡程度）	枚	3
A24	ガラス（網入型板）取替（0.7㎡程度）	枚	1
A25	ガラス（網入透明）取替（0.3㎡程度）	枚	1
A26	ガラス（網入型板）取替（0.3㎡程度）	枚	1
A27	畳表替（1畳）	枚	1
A28	畳取替（1畳）	枚	1
A29	内壁（一部天井含む）塗装（壁面1面、1㎡あたり）	㎡	1
A30	浴室テラゾー廻りシーリング取替	回	1

別紙 「工事対象合同宿舍一覧（4住宅）」

住 宅 名	所在	棟数	戸数
石垣住宅	石垣市字登野城589	4	112
石垣第二	石垣市字大川542	1	12
石垣第三	石垣市字登野城1191-2	3	42
石垣第四	石垣市字登野城911	4	90
計		12	256

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

- 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならない。
この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(業務従事者への周知)

- 3 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

- 4 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(再委託の制限等)

- 5 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、受注者は、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

- 6 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

- 8 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

- 9 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、発注者は必要と認めたととき、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

(廃棄等)

- 10 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、発注者に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

- 11 受注者は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

- 12 発注者は、受注者が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。